

事 務 連 絡
令和6年(2024年) 11月 18日

回 答 書

滋賀県立彦根翔西館高等学校長

令和6年11月18日付けで受付いたしました質問に対して、以下のとおり回答いたします。

1. 賃貸借期間満了後は無償譲渡につき、固定資産税等について受注者は負担しないとの認識でよろしいでしょうか。

回答) 償却資産のリースを受けている場合、固定資産税の納付義務者は原則としてリース会社が納税義務者となります。ただし、ファイナンシャルリースのうち、リース期間経過後にその資産を無償で譲渡することが決まっているものなど、所有権の移転が当初から決まっている場合は、実質的所有権は賃借人にあると考えられます。したがって、所有権留保付割賦販売と同様、賃借人に課税されます。

2. ソフトウェアに関して、リース会社はソフトウェア会社からソフトウェアの使用権許諾されたものを御校に再許諾する形となります。従って、賃貸借期間満了後、リース会社はソフトウェアの使用権許諾関係から離脱することになるため、必要に応じて御校からソフトウェア会社へ使用権許諾についての手続きが行われるとの認識でよろしいでしょうか。

回答) 御社のご認識のとおりであります。

3. 賃貸借契約書(案)「第24条(物品の保険)」に記載の付保する動産総合保険は、ソフトウェア及び地震・津波・噴火等の天災は保険事故の対象外とし、屋内(建物内)での物件の使用を前提とする、賃貸借期間で逡減する一般的な動産総合保険でよろしいでしょうか。

回答) 御社のご認識のとおり、一般的な動産総合保険です。

4. 本入札に既存機器の撤去費用は含まないとの認識でよろしいでしょうか。

回答) 本契約のリース物件を設置または設定(キッティング)する場合等において、仕様書案

にありますとおり、支障となる従前の物件がある場合は、撤去し、本校指定箇所に移動していただくかなければなりません。これは設置費用として本契約に含まれます。

5. [別紙 2 保守業務特記事項]－[第 5 条(保守料金)－第 2 項]に記載の請求書は[別紙 6 保守事業者選定書]に記載する受託者からの発行でもよろしいでしょうか。

回答) どちらからでも結構です。ただし、[別紙6保守事業者選定書]に記載する受託者が発行できますのは、「原則全権委任された場合に限る」と考えます。

6. 紙の入札書を代理人が持参にて提出する場合、代理人への委任状は不要との認識でよろしいでしょうか。

回答) 持参する場合であっても、「代理人」であり、代理人本人が入札する以上、委任状は必要です。ただし、「代理人」ではなく、本件入札に一切の権限を付与されていない単なる「持参者」であるのであれば、「入札書」が入札者本人により既に作成され、厳封されている限り不要です。

以上

滋賀県彦根市芹川町580番地
滋賀県立彦根翔西館高等学校
担当：森(喜)、林 出
TEL 0749-23-1491
FAX 0749-26-3615